



# 昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成24年5月1日  
第221号

発行責任者 支部長 鈴木 朋 宏  
編集責任者 副支部長 鈴木 勝  
発行所 名古屋税理士会昭和支部  
印刷所 共生印刷株式会社



恵那の棚田（服部典夫 会員）

## 回輪舞曲

今年もまた確定申告の繁忙期が終わりました。今年こそ3月15日はのんびり過ごそうと思っていましたが、15日の午後10時に新規のお客様が振替納税でないことがわかって口座振替依頼書を持って蟹江まで車で走り、銀行印をもらい郵送が完了したのが午後11時のことでした。15日を待たずして海外へ逃亡(?)したり、15日のお昼は従業員と優雅にランチをしている会員をフェイスブックで見ると、羨ましいやら情けないやら。

一方で、電子申告導入以前のことを思えば、Bの申告書が足りないとか青色の不動産が足りないとか印鑑が押されてないといった事務所あげでの申告直前あたふた祭りはすっかり影を潜めた気がします。送付書の発送もほとんどなかった今年の3月15日、職員は1月決算法人の入力作

業を淡々とこなしているというごくありふれた会計事務所の日常、その中で山積みとなった電子署名と送信を残すのみの申告書を横に置いて1人であせっている孤独な自分がいました。

でも、昨年まで送信エラーでなかなか送れずに紙で提出した申告書がいくつかありましたが、今年は100%電子申告、もはや電子申告以外は考えられない、提出の履歴も確実に残り、便利でミスのない電子申告バンザイです。3月16日に電話が鳴りました。「昭和税務署管理運営部門です。〇〇様の識別番号に先生ご自身の番号が入っているのですが・・・」。どれだけ便利になってもミスをする自分にもお手上げです。

(武山 卓史)

## 4月の支部研修

(平成24年4月13日開催)

### 「書面添付制度について」

講師：名古屋税理士会 業務対策副部長  
河合 伸治 氏



#### 1. 書面添付制度の概要

税理士会は昭和30年4月の税理士会連合会会長から国税庁長官への陳情において、税理士による「税務計算書類の監査証明を税理士業務に加えること」と、「会計業務を税理士業務に盛り込むこと」を要望したが、大蔵省主税局の判断で認められなかった。しかし、税理士会と主税局との協議の結果、「税理士の関与程度と責任を明らかにするという仕組み」であれば税務行政の円滑化に効果的であると評価され、書面添付制度として昭和31年に法整備された。

つまり、書面添付制度は税務官公署から一方的に押し付けられたものではなく、税理士会の主張が取り入れられた経緯がある制度であり、税務申告において、税理士の意見が書面という形で意見表明できることになった制度である。

書面添付制度は、税務当局にとって「税務執行

の円滑化と省力化」、税理士にとって「税理士事務所の全体の業務水準の向上」、関与先にとって「決算書の社会的信用力の向上」というニーズに合致している。

#### 2. 書面添付制度の目的

書面添付制度の目的は、「実務家のための書面添付制度活用のポイント」によると、「税理士が作成又は審査した申告書について、それが税務の専門家の立場からどのように調製されたかを、添付書面やその内容を基にした意見聴取という税理士に付与された権利の行使を通じて明らかにすることにより、法令に沿った適正な申告書の作成及び提出に資するとともに、国税当局もこれを尊重することで、税務執行の一層の円滑化・簡素化を図るというもの」とある。

すなわち、税理士のみが添付できる添付書面の様式そのものを見ても自ずと明らかになるように、添付書面は「税理士の関与程度や指導内容を開示する書類」という意味を持ち、税理士に与えられた権利に含まれる意見聴取を経ることで、さらにその内容を明らかにし「税理士自らが日常的に如何に関与を行い、如何に適切な指導を行い、法令に沿った適正な申告調製を行っていることを自らの言葉で予め明示する権利を持つ制度」とであると理解することが、この制度への誤りのない理解につながる。



講師：名古屋税理士会 業務対策部員  
田口 康生氏



### 3. 制度に対する誤解と理解の促進

平成15年の事務運営指針の改正時に「書面添付制度の意見聴取の拡充」が盛り込まれたことや、申告内容確認書時代の名残から、ともすれば、税理士が事前に書類を添付すれば、口頭確認だけで実際の税務調査が省略されるものと誤解されている向きがある。

まず整理すると、申告内容確認書と書面添付制度とは、似て非なるものであることを再認識する必要がある。また、税理士が書面を添付するという行為と税務官公署が実際に調査先として選定するかどうかとは、まったく別な行為であり、税務官公署は提出された申告書をもとに自らの判断で税務調査先を選定し、たまたま選定した納税者に税理士の作成した書面が添付されている場合において、この書面の記載内容を尊重して判断を加え、それでもなお疑問点が解決しない場合に、税務調査着手前に税理士から個別具体的に踏み込んで意見を聴取して積極的に疑問点の解決に努めるというのがこの制度である。この結果、調査に移行しないこともあるだろうが、書面を添付することと実際の調査に移行することとは別個の事項であり、税理士が書面を添付

しているのに税務官公署が調査をするのが税理士の権利を損ねるとか、もともと調査省略を目的としたものではないことに留意すべきである。

また、書面を添付する際には納税者の承認や納税者からの求めは、原則、一切必要ないが、納税者と協議して、お互いのレベルアップを目指して、良い指導と関与レベルの向上を築いてゆくことを目標とするなかで、納税者と一緒に行っていくことなどは、良い活用例である。

### 4. 今後の取組み

今後の取組みとしては、まず1件書面添付してみることである。1件目の対象関与先は、小規模な企業、気心の知れた社長、経理担当者がまじめ、事業内容に特別な変動がない、税務調査があっても大きな問題はないと思われる関与先を選定する。または、著しい変動があったときや、突発的な事象について文書で詳細に説明したほうが税務官公署が理解しやすいと判断した場合に活用するのも有効である。留意点としては、やったこと・判断したことを記載し、やっていないことは記載しないことである。また、「特段意見なし」等の記載に終始しているもの、勘定科目の記載のみで、計算・整理した内容や具体的な確認方法について何ら記載のないもの、「顕著な増減事項」欄に、増減科目の記載のみで「増減理由」欄の記載のないものや「増減理由」欄の記載はあるが「売上高増加のため」など申告上明確な事項の記載に留まり、「売上高増加の要因」等について具体的な記載のないもの、「その他」欄に依頼者との委嘱契約の内容や税理士の関与状況等の記載のまったくないものは、各欄に記載がないものに準ずると認められる書面になることにも留意する。

(研修部 西澤 洋介)

## 電子申告体験

亀澤 英生



昭和支部の先生方、こんにちは。亀澤英生です。

確定申告が終わり、ひと息つきながら、この「電子申告体験記」を書いております。

確定申告無料相談会を2日間担当させていただきました。無料相談会場では、書面による提出と電子申告による提出ができるようになっていきます。電子申告で提出される方も多数おられ、制度が浸透してきたことを感じました。

国税庁ホームページの「e-tax 利用件数」の所得税の申告分 (<http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/kensu.htm>) をみても、平成20年度約614万人、平成21年度約784万人、平成22年度約862万人と毎年利用が増加しています。

平成16年2月より段階的に電子申告ができるようになり、今年で9年目となります。電子申告環境は年々良くなり、使いやすくなってきております。税理士の代理送信による電子申告開始届出は、利用者識別番号の即日発効がされます。確定申告時期においても、お客様に電子申告をお勧めしやすい環境になっています。

さて、私の事務所では、可能な限りすべて電子申告で提出を行うという考え方で、法人税（県民税、事業税、市町村民税を含む）申告、消費税申告、所得税申告、法定調書合計表等の提出、償却資産申告について電子申告をしています。私が電子申告にして良かったと思うことを以下にあげてみます。

### 1. 電子申告にして良かったこと。

(1)提出書類について、OCR印刷の必要がなくなったこと。

(2)お客様の押印を省略できるため、申告期限ぎりぎりまで申告内容の検討ができること。

(3)提出に行かないですむこと。

(4)全般的なこととして、単純作業の時間の短縮ができること。

良かったことがあれば、困ることや心配なこともできます。私の感じたことは、次のとおりです。

### 2. 電子申告で困ったことや心配なこと。

(1)利用者識別番号（国税）や利用者ID（地方税）、及び暗証番号の管理の心配が出てきた。

(2)電子申告未対応の書類がある場合には、電子申告のメリットが半減してしまうこと。

電子申告による提出と書面による提出を便利さの面で比較しますと、私の感想では、電子申告のほうに軍配が上がります。事務所での電子申告導入時は、うまく対応できるかという心配もありました。しかし、いざやってみると非常に使いやすく、事務所の効率もアップしたと感じています。電子申告を導入してよかったと思います。

末筆ながら、昭和支部の先生方のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。



## 電子申告体験

高瀬直子



私の電子申告体験は、平成24年2月21日、無料税務相談所（昭和区役所会場）での電子申告代理送信です。無料税務相談所でパソコン1台が設置され、平成23年分所得

税確定申告の電子申告の代理送信を行いました。

代理送信には、自身の利用者識別番号ではなく税務支援用利用者識別番号を使用します。この税務支援用利用者識別番号に対し、事前準備で自身の「電子証明書」を登録します。税務支援用の電子申告開始届は、税理士会支部より一括して税務署に提出され、税務支援用利用者識別番号は税理士会を通じて担当の税理士に通知されます。電子認証には代理送信が税理士によることが確認できるよう日税連電子認証局の電子証明書を使用します。また無料税務相談所での代理送信は、指導の統一性を考慮して国税庁ホームページの確定申告作成コーナーを利用するため、作成コーナーの確認をして当日に備えました。

当日は、電子申告を希望する相談者に対しては国税庁ホームページの確定申告作成コーナーを利用し代理送信をする、電子申告を希望しない相談者については国税庁ホームページの確定申告コーナーを利用して紙ベースの申告書作成を行いました。電子申告をすると翌年は申告書が送付されない等、確定申告の手続きが変わります。特にプレプリント申告書を持参している相談者にこのことを説明すると、紙での申告を選択されるかたも多いように感じました。相談者が7人中、2名の電子申告の代理送信をしました。

代理送信の流れは、確定申告作成コーナーで指示通りに入力していきます。申告書の内容を確認し、相談者自身の利用者識別番号、代理送信者である税務支援用利用者識別番号、税理士の電子証明書の暗証番号を入力し、ICカードリーダーに電子証明書をセットし、送信します。送信後、受付通知がこの税務支援用利用者識別番号に送信されるため直ちにメールボックスにアクセスし、受信確認を行います。送信した「申告書控」と「申告書等送信票（兼送付書）」を相談者にお渡しし、相談会場での処理を明確にするため、同じものを税務署員にもお渡しするという流れです。

代理送信についても、国税庁のホームページを利用しての紙での申告書作成も特に問題なくスムーズにできました。代理送信については希望される方は少し少なく感じましたが国税庁ホームページの電子申告作成コーナーを利用しての確定申告作成は、相談者に体験していただき、パソコンの操作に慣れているかたには、「これならできそう…」と想像していただけただけなのではないかと思えます。代理送信の希望が少ないのは、やはり申告書の送付がなくなる等申告のしかたが変わることが大きな理由です。また税務支援用利用者識別番号は、期間限定となり無料税務相談の対応日が終わりましたら税務署で利用停止になるので、予定納税額など所得税の確定申告についてのお知らせがメールボックスに届かない等の不都合があると思います。この点が改善されると、無料税務相談会場での代理申告も増えるのではないかと思います。

このような機会がないと、利用することがない国税庁ホームページの確定申告作成コーナーでしたが利用してみると便利にできていて、貴重な経験となりました。

# Local News

## 長久手市スタート

山本 幹

天正十二(1584)年の「小牧・長久手の戦い」の舞台、長久手。2010年の国勢調査で人口が5万人を超え、平成24年1月4日、町から市になった。2005年の愛・地球博を機に発展著しく、人口増加率は県内トップ、各種商業施設を建設ラッシュ。市政移行を契機に「歴史」と「おしゃれな人気スポット」が調和した、魅力あるまちづくりに期



待がかかる。

市を東西に貫く、日本初の磁気浮上式リニアモーターカーの実用路線「リニモ」(愛知高速交通東部丘陵線)は、万博に合わせて建設された。一方、市内での保有数が日本最多とされる火縄銃を展示した資料室がある「古戦場公園」のほか、戦国時代の史跡が市内に数多く残る。歴史を感じさせる街を、その好対照である近未来的な乗り物が走る姿は、市の特徴を強く印象づけている。

名古屋市に近い西部は、マンションなどが林立する新興住宅地だ。市人口の八割以上にあたる4万人が住んでいる。逆に、東部は人口が少なく、田園地帯が広がる。2010年度の平均年齢は37.6歳で県内で最も若い。また流入・転出が激しいのも特徴で、1年に人口の14%が入れ替わっている

計算だ。

全国的な少子高齢化傾向をよそに、長久手の人口が増え続ける背景には「名古屋の中心にすぐに出られる」という利便性と、都市部に比べて安い地価、緑地が近い環境の良さがある。東海地方で最大規模となる千戸超の分譲マンションも市の北西部にできる。

また、リニモ沿線には大学や短大が11もあり、リニモ利用者の半数は学生たちである。一般の利用客を伸ばすのが課題で、安定経営のための利用促進策が急務となっている。長久手古戦場駅前ではイオングループの大型商業施設ができる予定で、リニモ利用者の増加に向けて明るい話題も多い。

最後に「長久手」の由来を紹介。明治39年、上郷村、岩作村、長湫村の3村が合併して長久手村が誕生した。「長久手」の名前は長湫村からとったもので、「久手」は「湫」を万葉がなで読み表したものである。

長湫の「湫」とは湿地のことをいい、「長湫」とは長く続く湿地のことを意味している。現在のリニモはなみずき通駅周辺は、鴨田川に沿って低地が続いている。このあたりの様子を指して、「長湫」という地名が生まれたと考えられている。

以上、中日新聞1月4日の紙面と広報ながくてNo.586から、引用、抜粋して、市政施行を紹介した。



# ボウリング同好会・盛り上がっています

ボウリング同好会 会長 平井 睦



冗談半分・酒飲み話から立ち上がってしまったボウリング同好会ですが、予想を裏切る盛り上がりで、間もなく2年が過ぎようとしています。

メンバーに登録しているのは現在54名に上りますが、今までに1回でもゲームに参加したのが28名、宴会だけ参加を含めると34名がこの同好会に参加してくれました。ほぼコンスタントにゲーム参加しているのは20名弱ですが、どんな様子になっているのかご紹介いたしましょう。

まず、公式のゲームとして「月例会」を毎月中旬に行っています。4ゲームトータルのハンディキャップ戦で、1ゲームあたり180ピンをハンディゼロとして、この1年は発足年のアベレージからのハンディで通しました。本年からは移動ハンディ(毎回変動)で戦います。それというのも、それぞれの腕が上がりすぎて1年前の成績からのハンディでは対応しきれないほどになってしまったからです。

毎月の初旬には練習会、下旬にはプロ教室と称してスポーツ名古屋所属のプロボウラーに個々にアドバイスをもらいながらの練習会を行っています。

今まで指導してくれたプロの感想です「みなさん和気あいあいと本当にボウリングを楽しんでいて、羨ましいほどです。それに、始めた頃に比べたら皆さん自身が思っている以上に上手になっていますよ。」

月イチくらいに集まって適当にボウリングをやって、

メインはその後の宴会だあ・・・位に思っていたのが、5つもマイボウルは持つわ、一人で練習にも行くわで、すっかりマジボウラーになっている筆頭は会長ですが、すでに2個目のマイボウルを手にしたメンバーもチラホラ、「この間練習に来てね・・・」なんて会話もチラホラ。こんなに盛り上がるとは嬉しい限りです。

年に5回ほどはきちんと宴会も組み込むのですが、そうでない時には、行ける人だけが行きましょうというノリで近く中華料理屋などでワイワイコミュニケーションしてます。これもかなり楽しみの一つになっています。

何よりも、健康に良いのも嬉しいことです。ボウリング3ゲームはゴルフ35分、テニス20分、バレーボール1時間の運動量に匹敵するそうです。1時間20分の散歩、1時間のお掃除家事、1時間の入浴と同じとなると「へえー」ですよ。それも、今や練習日には6ゲームを普通にこなしてしまうメンバーたちですから、楽しみながらいい運動してますね。

やってみなけりゃ解らない、やってみれば楽しくてしょうがないんです、としか言いようがないのですが、より多くの支部会員の参加をお待ちしております。8月には暑気払い大会を開く予定です。オープン大会としてどなたでも参加できます。100人でも大丈夫! よろしくご参加を!



## 【4月の月例集会】

平成24年4月13日(金) 13時30分より 名古屋市天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. 申告所得税及び個人事業者に係る消費税の振替日について
2. 無料税務相談所等開催結果について
3. 確定申告期限後に実施する事務処理について
4. 「消費税の還付申告に関する明細書」の様式変更に伴う取扱いについて

(支部より連絡事項)

1. 研修受講カードの本日提出について
2. 23年分確申期無料相談のお礼について
3. 日帰り研修旅行について
4. 今後の予定について

## 《昭和支部 幹事会》

平成24年4月20日(金) 17時00分より メルパルクNAGOYA

審議事項

1. 第54回支部定期総会招集について
2. 総会に付議する議案について

その他

1. 日帰り研修旅行について
2. 平成24年度行事予定表について

## [お知らせ]

第54回昭和支部定期総会の開催日時及び場所

[日時] 平成24年5月18日(金)  
15時45分から

[場所] メルパルクNAGOYA  
名古屋市東区葵3-16-16  
(地下鉄 東山線千種駅1番出口、  
又は桜通線車道駅3番出口利用)  
電話 (052) 937-3535

## 【編集後記】

5月といえば新緑が芽吹く頃ですが、我が家では家庭菜園にはまっており毎週野菜作りに励んでおります。冬の間土作りをした畑には現在じゃがいも、人参をはじめ10種類ぐらいの野菜を育てています。今年で3年目になりますが、相変わらず畝立てをした翌日は筋肉痛と疲労感で悩まされています。それでもこの時期は気候もよく野菜もどンドン育つため畑へ行くのが楽しみです。

最近は休耕地を利用した家庭菜園向けの畑があちこちで見られます。道具も貸してくれるため、長靴と軍手だけで気軽に始められるところも多いようです。地産地消、食料自給率のアップ、運動不足解消にもなる野菜作り、皆様もいかがでしょうか。

(大西 恒)

## 訃 報



古澤清司 先生

昭和17班

平成24年2月8日ご逝去 享年80才  
昭和51年3月24日 税理士登録



田中和夫 先生

天白9班

平成24年2月13日ご逝去 享年84才  
昭和58年8月24日 税理士登録